

# 清潔で安全・快適なまちづくりについて

この条例は、市内全域において、道路や公園など公共の場所での歩行喫煙や、たばこの吸殻・空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置等を禁止し、市民等、事業者及び市が一体となって取り組むことにより「清潔で安全・快適なまち」芦屋をつくることをめざしています。市民の皆さまのご協力をおねがいします。

## 歩行喫煙はやめましょう(第7条)

道路や公園などの公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止です。歩きながら手に持ったたばこの火は、ちようど小さな子どもの顔の近くをかすめる高さでもあり、大変危険です。自転車の乗りながらの喫煙も含め、歩行喫煙は絶対にやめましょう。



## 飼い犬のふんは回収しましょう(第12条)※2

ふんの放置については、多くの苦情が寄せられています。また放し飼いも厳禁です。飼い主は、人と動物がうまく共生していくためにも、近隣に迷惑をかけたりすることを避けよう、責任を持って飼うことを心がけましょう。散歩や運動などのときは、犬を制御できる鎖やリードを必ずつけて行いましょう。



## 喫煙の禁止(第9条・第21条)

喫煙禁止区域内の公共の場所で、喫煙指定場所以外の喫煙は過料2,000円を科します。喫煙禁止区域内では、歩行喫煙だけでなく、自転車に乗っているときや路上に立ち止まるとの喫煙も禁止します。(裏面に禁止区域図があります。)



## 夜間花火(午後9時から翌朝午前6時)はやめましょう(第13条)※3

「花火禁止区域」に限らず、市内全域において、公共の場所等で、夜間に花火をすることを禁止しています。

## 花火禁止区域があります(第13条の3)※4

潮芦屋ビーチ周辺において、終日花火をすることを禁止しています。(裏面に禁止区域図があります。)

## たばこの吸殻や空き缶等の散乱防止(第10条)※1

公共の場所等において、たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨てたり、放置することを禁止しています。

## 落書きの禁止(第14条)※5

公共の場所や、他人が所有する建築物等に落書きをすることを禁止しています。

## チャナールパーク内での規制があります(第15条の5)※7

午後6時から翌朝8時の航行は禁止されます。(裏面に禁止区域図があります)

## バーベキュー等禁止区域があります(第15条の3)※6

芦屋川流域(城山堰堤以南)およびキヤナルパーク水路南北護岸においてバーベキュー等を禁止しています。(裏面に禁止区域図があります)

**罰則** 上記禁止事項のうち※1～※7については、罰金(10万円以下)が科せられます。

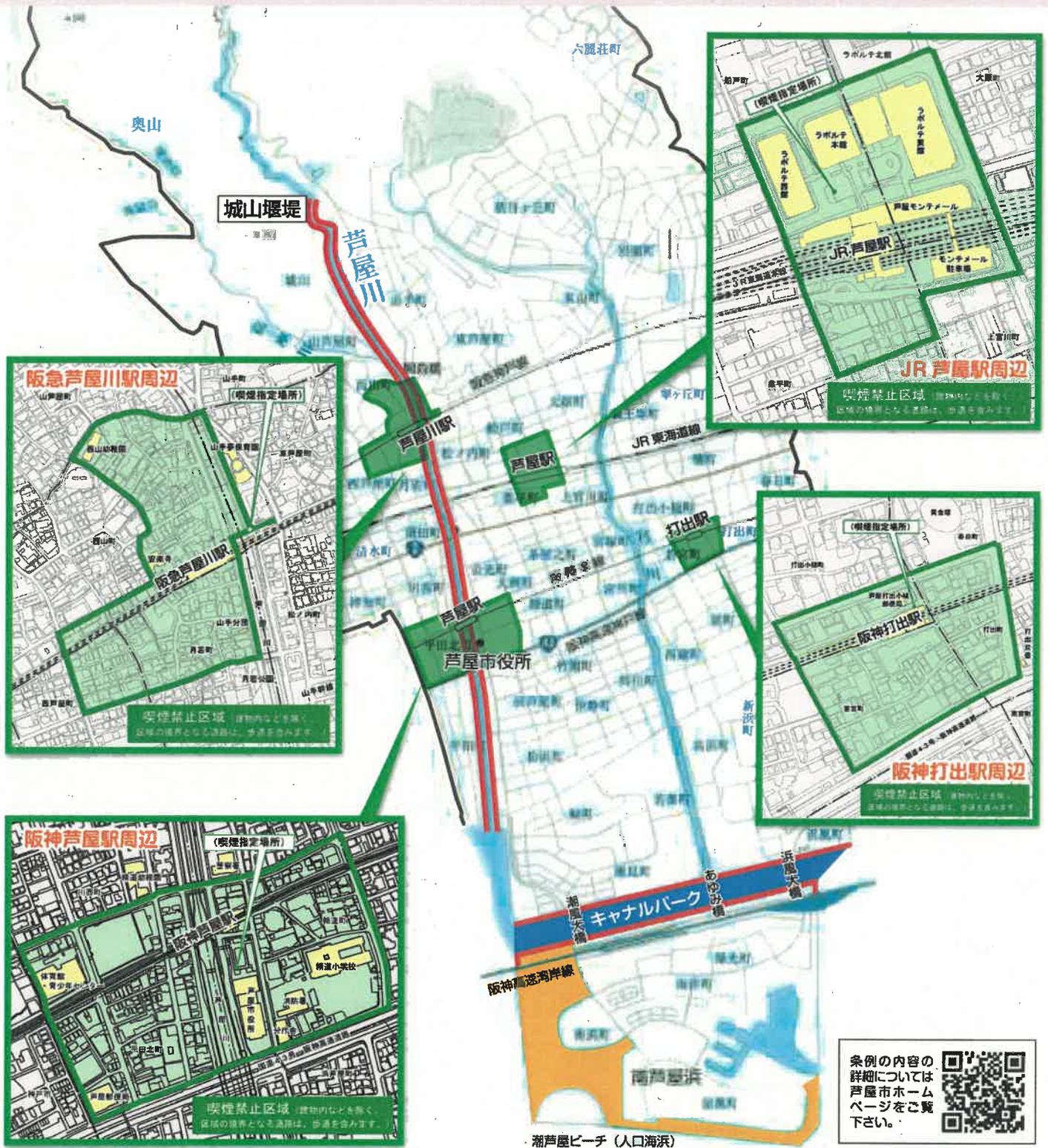
「公共の場所」とは、道路、公園、河川、海岸などの自由に入入りできる場所をいい、「花火」とは、回転する花火、走行する花火、飛ばす花火、打ち上げ花火、爆発音を出す花火等をいいます。「バーベキュー等」とは、火気(ガスコンロや電磁調理器を含みます。)を用いて食品を調理する行為をいいます。



GREEN PRINTING JPTI  
P-B10266  
この印刷物は、環境に配慮した  
製材と工場で製造されています。

一人ひとりが迷惑行為や環境美化について考え、人もまちも美しい芦屋をつくっていきましょう。

# 市民マナー条例禁止区域図



※「市民マナー条例禁止区域図」について、禁止する項目ごとに色分けで区域を示しています。

**喫煙禁止区域**

市内4駅周辺が喫煙禁止区域です。(建物内などを除く。区域の境界となる道路は、歩道を含みます) 違反者は過料 2,000 円が科せられます。(喫煙指定場所を除く。)

**バーベキュー等禁止区域**

城山堰堤(奥山)以南の芦屋川流域およびチャンネルパーク水路南北護岸において禁止します。バーベキュー等は、火気を用いて食品を調理する行為すべてを指します。

**プレジャボート等航行規制区域**

チャンネルパーク水路において、午後6時から翌朝午前8時の時間帯にプレジャーボート等を航行させることを禁止しています。

**終日花火禁止区域**

南芦屋浜の海岸線を中心として区域内が終日花火禁止です。禁止する花火は ①回転する ②走行する ③飛ばす ④打ち上げる ⑤爆発音をだす花火です。